平成２６年（フ）第２７８５号
東京都中野区若宮１丁目20―11―403
債務者　木村　成明
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７９０号
千葉県松戸市六高台９丁目14―５
債務者　村山　龍司
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７９１号
東京都練馬区田柄２丁目６―17―207
債務者　星野　晴夫
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７９２号
東京都足立区江北４丁目23―７―206
債務者　飛田　恭子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７９４号
東京都中央区日本橋浜町２丁目44―４　村上第17ビル５階
債務者　岩上　律雄
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７９５号
東京都稲城市百村2102―２
債務者　吉野　祐子（旧姓永井・山崎）
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７９６号
東京都江東区大島２丁目29―20　高梨方１Ｆ
債務者　江剌　　絢
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７９９号
東京都足立区中央本町２丁目20―15―203
債務者　菅原千代美
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８０１号
東京都墨田区八広２丁目31―10
債務者　黒塚真砂美こと　皮　真砂美
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８０２号
東京都足立区梅田７丁目30―11　メゾン30―301
債務者　中村　雅美
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８０３号
東京都足立区梅田７丁目30―11　メゾン30―301
債務者　中村　圭子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８２１号
埼玉県さいたま市南区辻７丁目４―４―304
債務者　阿部　有子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８２２号
埼玉県志木市柏町５丁目18―５―305
債務者　滝澤　盛彦
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８２３号
埼玉県志木市柏町５丁目18―５―305
債務者　滝澤　久代
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８２６号
東京都青梅市東青梅４丁目１―12　ヴィレッジ水車Ⅲ101
債務者　佐々木　伸
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部